

【諮問第72号】

10川個審第29号

平成11年3月31日

川崎市教育委員会

委員長 布川光明様

川崎市個人情報保護審査会

会長 安富 潔

個人情報訂正請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成8年9月20日付け8川教庶第640号をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました個人情報訂正請求にかかる不服申立ての審査について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

不服申立人の訂正請求を拒否したのは妥当である。

ただし、川崎市立中学校事務主査に対する平成6年6月15日付け懲戒処分に係る「処分事由説明書」の「処分事由」欄中の、平成6年1月5日に体罰のあった場所の記載を「砂町中学校」から「第四大島中学校」に訂正すべきである。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

不服申立人は、川崎市立中学校事務主査に対する平成6年6月15日付け懲戒処分に係る「処分事由説明書」の「処分事由」欄中の、平成5年10月10日及び平成6年1月5日に行われた体罰行為に関する記載事実全体の消除を求める訂正請求を、川崎市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17条に基づき、平成8年7月11日付けで川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に行った。これに対して実施機関が同年8月21日付けで拒否処分を行ったため、同年9月9日付けで不服申立てを行ったものである（当審査会諮問第72号）。

当審査会には同年9月20日付けで諮問があり、同年10月31日付けで実施機関の処分理由説明書、同年12月9日付けで不服申立人の意見書がそれぞれ提出された。そして、平成11年1月16日に不服申立人から口頭により意見を聴き、同年2月27日に実施機関から事情聴取を行った。

3 不服申立人の主張要旨

平成8年12月9日付け不服申立人意見書、及び平成11年1月16日実施の不服申立人口頭意見陳述における不服申立人の主張は、概要以下のとおりである。

「処分事由説明書」の処分事由は、校長及び加害教職員らの一方的な虚偽申告により作成された「体罰報告書」に基づくものであり、事実と異なる。

事実は、体罰の程度も回数も処分事由を大きく上回るものであり、事実と異なる「処分事由説明書」の記載は全て消除すべきである。

さらに、平成6年1月5日の体罰に関しては、体罰の場所は「砂町中学校」ではなく「第四大島中学校」であり、体罰が加えられた箇所の記載も事実と相違する。

「処分事由説明書」に記載された体罰は事実の一部でしかなく、実際には体罰の程度も回数も処分事由を大きく上回るものであるため、そのような内容の記載に訂正を求めることも考えられるが、しかし、その場合は体罰事実の立証責任を不服申立人が負うと考えるため、立証責任を実施機関に負わせるために、消除を求める方法を取る。

なぜなら、一個人の側が何を主張したとしても、それを証明することは大変難しい一方、実施機関側は容易なはずであるからであり、また、校長の8回にわたる「体罰報告書」をめぐる実施機関のこれまでの対応に照らし、実際にあった体罰に関して実施機関にこれまでいかに説明を尽くしても無駄であったことから、立証責任を不服申立人が負わされることについては不満があるからである。

訂正（消除）請求は体罰がなかったという理由ではなく、程度がより酷く、回数がより多いため、事実と違う処分事由の記載となっている、という理由によるものである。

実際の体罰の記述のどこをどのように訂正すべきかに関する具体的な内容については、個別の訂正を求めるわけではないので、述べる必要はない。

4 実施機関の主張要旨

平成8年10月31日付け実施機関処分理由説明書、及び平成11年2月27日実施の実施機関事情聴取における実施機関の主張は、概要以下のとおりである。

第一に、請求に係る個人情報の記載は懲戒処分の原因の一部となった行為の状況全体の記述であるから、訂正請求としての当該記述全体の削除の請求には応じられない。

第二に、平成5年10月10日及び平成6年1月5日の体罰行為の記載全体の削除は行為そのものの否定につながるものであるから、当該行為全体の削除の要求は訂正請求として認められない。また、当該記述部分は、懲戒処分を行う上で重要不可欠なものであることから、当該記述部分の削除の要求には応じられない。

右の全面削除請求について、実施機関は「訂正の内容」につき不服申立人に釈明を求め、平成8年8月12日に意見聴取を行った結果、本件請求が、日時、場所などの個別の事実ではなく、2件の体罰行為の事実状況全体の記述を対象としていることが判明した。

条例上の訂正請求による記載事実の削除が認められるのは、その事実自体が全く存在しない場合に限られる。

2件の体罰行為自体が実際に発生したことは明らかであるから、本件請求は存在する事実の記載の削除を求めたものであり、このような形式による訂正請求は認められない。

ただし、平成6年1月5日の体罰に関して、体罰の場所が「砂町中学校」ではなく「第四大島中学校」であったことについては認める。

5 審査会の判断

不服申立人の主張は、2件の体罰行為自体は存在したが、その程度、回数が記載内容を上回り事実に反するものであるという点にある。実際にはいかなる体罰の程度、回数であったかにつき、不服申立人は本件においては削除を求めるといふ理由から意見書及び口頭意見陳述において一切主張しなかった。

全面削除をすることは、体罰が存在しなかったという主張であれば検討すべき問題であるが、存在したことについては争いがないため、不服申立人の全面削除を求めるといふ訂正請求には理由がない。

ただし、平成6年1月5日に体罰のあった場所が「砂町中学校」ではなく「第四大島中学校」であった点については実施機関も認めており、客観的に明白な事実の誤りであって、この点の個別の訂正は行うべきである。

不服申立人は平成5年10月10日及び平成6年1月5日の体罰に関する記載の全ての削除を求めているため、場所の訂正が不服申立人の申立ての趣旨に含まれるかについては検討を要する。

不服申立人が本件公文書の誤りとして指摘した中には、体罰の程度、回数の他に場所も含まれる。不服申立人は場所等の個別の訂正を直接求めてはいない。しかし、不服申立人が全部削除による訂正請求とした理由は、主として実施機関側に体罰を主張立証させようとする点にあるため、事実に即した個別の訂正は、不服申立人の求める全面削除の請求の趣旨の中に含まれるものと解される。そして、そのように不服申立人の申立ての趣旨を広く解することが、条例の趣旨に添うものであると考える。

従って、体罰の場所に関しては、正しい事実に関する不服申立人の主張が明白であることと、実施機関もこれを認めていることから、訂正すべきである。